

6月に行う月次減税事務の留意点

6月支給の給与等（賞与を含む。以下同じ）から定額減税（以下、月次減税）がスタートします。月次減税事務の実務上の留意点を確認します。

扶養家族は マル扶などの書類で確認

月次減税の際に控除する定額減税額（以下、月次減税額）は、給与等の支給を受ける本人とその扶養家族（居住者である同一生計配偶者や扶養親族）の数の合計で決定します。この扶養家族の数は、最初の月次減税事務を行うときまでに提出された扶養控除等申告書（以下、マル扶）等の書類により、その提出日の現況で把握します。具体的には、居住者であること、所得金額が48万円以下であることを書類で確認します。マル扶の16歳未満の扶養親族欄も忘れずに確認しましょう。

（扶養控除等申告書）

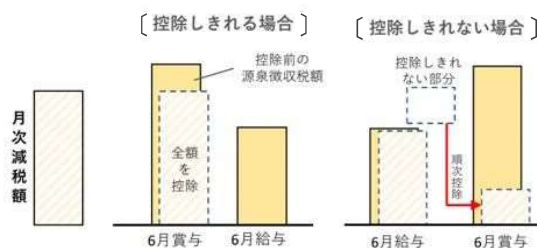
氏名	生年月日	所得金額	扶養親族
氏名	223344556677	200,000	居住者である（非居住者でない）か確認
氏名	55 10 5	0	48万円以下か確認
氏名	子	0	
氏名	556677889900	2275	

非居住者や16歳未満の扶養親族、障害者や寡婦等に該当する人がいる場合の取扱いなど、給与等に係る源泉徴収税額の計算の際に用いる「扶養親族等の数」とは数え方が異なるため、注意しましょう。

控除しきれない場合には 順次控除

令和6年6月1日以後最初に支払う給与等に係る源泉徴収税額から月次減税額を控除し

ます。この場合、控除しきれない場合には、以後、令和6年中に支払う給与等に係る源泉徴収税額から順次控除します。



控除額は 給与支払明細書に表示

月次減税額のうち実際に控除した金額は、右図のように、給与支払明細書などに「定額減税額（所得税）××円」、「定額減税××円」などと表示します。

〔記載例〕給与支払明細書

給与金額	×××円
源泉徴収税額	×××円
定額減税額（所得税）	×××円

納付書への記載と納付等

給与等の源泉徴収税額の納付書に記載する税額は、月次減税額控除後の金額です。

〔記載例〕＜納付書（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書）＞

各人毎の「月次減税額の控除を行った後の金額」を累計した金額です。

その結果、本税が0円となった場合には、その納付書は税務署へ提出します。

なお、**月次減税額決定後に扶養家族の異動等があったとしても、月次減税額は再計算しません。**その点もご注意ください。

参考・図の典拠：国税庁「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」

財産債務調書や国外財産調書の提出期限が到来

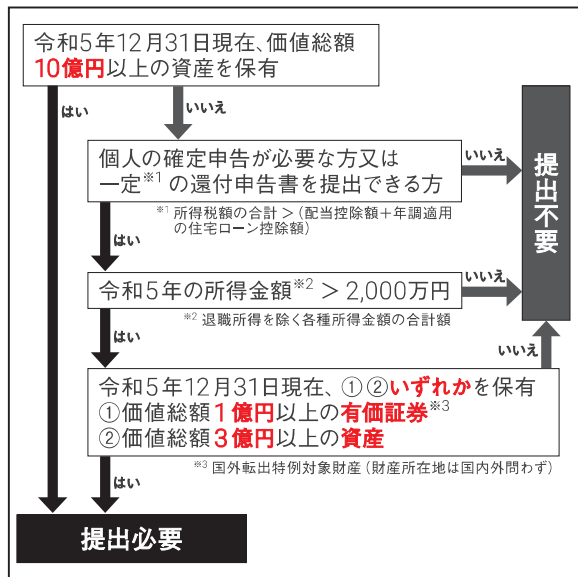
一定の要件に当てはまる個人が提出する「財産債務調書」や「国外財産調書」。これらの提出期限が令和5年分から6月30日（令和6年は6月30日が日曜日のため、7月1日）となっています。

財産債務調書とは

一定の要件に該当する場合には、その年の12月31日現在保有している財産及び債務の明細（財産債務調書）を作成し、期限内に税務署へ提出しなければなりません。

令和5年分は、令和5年12月31日の現況で提出義務が生じるか、下図フローチャートで確認します。提出が必要な場合は、令和6年7月1日までに作成して提出します。

【財産債務調書提出有無 判定フローチャート】



財産債務調書は、提出しなかっただけでの罰則はないものの、一定の申告もれに対する加算税について5%加重措置があります。また税務署からの提示要求に対して正当な理由のない拒否等については、罰則規定が設けられている点にもご注意ください。

国外財産調書とは

その年の12月31日現在で次の要件に該当する場合には、国外財産調書を作成し、期限内に税務署へ提出しなければなりません。

【要件（①②すべての要件に該当すること）】

- ① 日本の居住者（日本国籍がない一定の個人を除く）であること
- ② ①が保有する国外財産の価値総額が5,000万円を超えていること

国外財産とは、次の例にあるような日本国外にある財産をいいます。

【国外財産の例】

- 国外に所在する不動産
- 国外に所在する銀行に預け入れをしている預金等
- 国外に所在する証券会社等で口座開設した一定の有価証券等

令和5年分は令和5年12月31日の現況により、要件に該当するか否かを判定します。提出が必要な場合は、令和6年7月1日までに作成して提出します。

国外財産調書は、財産債務調書とは異なり、正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、情状により刑を免除する場合を除き、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとされる罰則規定が存在しています。

なお、いずれの調書も価値（いわゆる時価）の合計額で判定します。取得価額の合計額ではないことにもご注意ください。

2023年の産業別 夏季賞与支給状況

今年も夏季賞与の支給時期を迎えます。ここでは賞与支給の参考資料として、厚生労働省の調査結果*から、主な産業別に昨年の夏季賞与の支給額などをご紹介します。

全体では前年を超える額に

上記調査結果から、2023年の夏季賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などをまとめると、下表のとおりです。

調査産業計の1人平均支給額は、事業所規模5～29人が27.1万円、30～99人が34.8

万円で、いずれも前年を上回りました。きまって支給する給与に対する支給割合は、5～29人が0.98ヶ月、30～99人が1.10ヶ月で、どちらも前年と同程度という状況です。支給事業所数割合は、5～29人が62.3%、30～99人は89.2%でした。こちらも前年とほぼ同程度で、大きな変化はみられませんでした。

2023年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	1人平均支給額（円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	271,429	2.6	348,192	3.3	0.98	1.10	62.3	89.2
建設業	360,778	0.3	601,717	13.6	1.09	1.47	66.3	89.3
総合工事業	365,099	7.9	654,681	30.0	1.08	1.35	70.3	90.4
職別工事業	285,159	-7.4	433,463	123.9	0.89	1.23	57.9	90.3
設備工事業	416,877	-5.3	565,312	-14.3	1.28	1.67	68.7	87.8
製造業	291,160	-1.3	370,194	8.5	1.00	1.17	66.6	91.7
消費関連製造業	214,609	26.9	272,278	8.4	0.87	0.92	55.4	89.4
素材関連製造業	300,685	-13.2	411,649	6.9	0.99	1.29	75.1	93.2
機械関連製造業	354,630	-0.1	412,112	12.7	1.14	1.27	68.0	92.4
食料品・たばこ	224,434	56.6	261,587	14.9	1.00	0.89	51.9	90.8
繊維工業	177,146	37.4	229,176	-1.4	0.72	0.89	58.1	83.8
木材・木製品	307,086	-30.5	334,262	10.2	1.11	1.18	60.6	83.5
家具・装飾品	167,696	-12.4	289,665	-9.7	0.60	1.00	62.2	89.2
パルプ・紙	197,618	0.4	377,150	12.2	0.75	1.19	73.7	92.1
印刷・同関連業	229,502	-3.3	320,843	-0.3	0.81	0.98	57.1	88.5
化学・石油・石炭	414,419	-16.1	569,235	6.2	1.18	1.62	88.8	96.2
プラスチック製品	268,315	-21.1	337,950	14.2	0.96	1.08	73.1	90.7
ゴム製品	187,425	-1.4	358,834	13.5	0.76	1.16	67.9	91.0
窯業・土石製品	273,615	-21.3	397,879	7.5	0.96	1.29	74.1	95.4
鉄鋼業	345,929	-26.5	477,966	-9.2	1.03	1.46	71.9	98.1
非鉄金属製造業	240,539	-38.0	462,100	0.0	1.07	1.51	72.9	92.9
金属製品製造業	323,693	5.4	387,379	5.9	0.98	1.24	77.5	94.0
はん用機械器具	340,547	-7.4	373,201	-3.2	1.09	1.23	76.7	93.2
生産用機械器具	431,672	26.0	561,136	20.9	1.32	1.56	79.5	97.6
業務用機械器具	304,434	-24.0	401,586	-3.0	1.04	1.27	70.1	88.7
電子・デバイス	267,692	-31.4	302,897	-0.7	0.91	1.09	30.7	80.0
電気機械器具	367,285	23.6	362,183	22.8	1.17	1.17	63.4	97.7
情報通信機械器具	317,196	-74.3	342,036	-11.5	0.96	1.11	71.1	76.6
輸送用機械器具	233,549	9.0	332,294	19.0	0.86	1.11	64.8	91.8
その他の製造業	239,967	-1.6	315,931	19.8	0.91	1.00	58.9	91.1

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2023年産業・事業所規模別 夏季賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	1人平均支給額（円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
電気・ガス・熱供給等	548,177	-9.2	691,517	-5.2	1.53	1.67	86.2	91.1
情報通信業	418,446	-5.5	570,171	4.6	1.27	1.54	64.3	86.9
情報サービス業	479,099	0.4	602,087	8.2	1.40	1.55	57.4	86.7
映像音声文字情報	427,190	-2.9	676,546	15.3	1.22	1.59	73.6	90.0
運輸業、郵便業	282,319	14.0	325,294	5.7	0.86	0.99	57.8	87.7
道路旅客運送業	90,466	-8.0	178,074	-0.3	0.37	0.61	38.2	72.7
道路貨物運送業	190,465	-1.8	283,238	-0.2	0.63	0.88	49.6	87.8
卸売業、小売業	281,986	1.7	312,985	2.3	0.96	0.98	64.3	89.6
卸売業	464,379	1.5	571,661	2.0	1.32	1.54	77.1	91.4
繊維・衣服等卸売業	400,173	-9.8	337,528	73.6	1.24	1.04	71.4	44.4
飲食料品卸売業	309,534	-13.4	470,904	25.9	0.98	1.31	77.9	92.1
機械器具卸売業	559,181	-6.6	684,106	-10.4	1.52	1.89	82.2	93.0
小売業	187,554	-0.2	133,880	2.1	0.78	0.62	59.2	88.4
各種商品小売業	62,148	-15.9	86,406	-12.5	0.34	0.48	32.0	100.0
繊維等小売業	155,053	11.3	76,071	-59.4	0.67	0.46	62.4	37.9
飲食料品小売業	58,371	-19.9	72,272	16.1	0.40	0.45	35.5	90.8
機械器具小売業	429,938	7.1	510,248	-2.2	1.28	1.53	72.2	100.0
金融業、保険業	518,806	0.8	636,263	10.9	1.62	1.64	88.9	87.7
不動産業、物品賃貸業	655,987	62.6	417,969	-17.0	1.66	1.19	69.5	88.4
不動産業	748,475	68.0	425,216	-11.1	1.79	1.21	65.2	90.6
物品賃貸業	453,013	54.8	403,123	-27.9	1.36	1.14	82.1	84.5
学研究等	461,120	10.4	561,341	2.2	1.37	1.50	70.2	89.9
専門サービス業	392,393	18.6	417,930	2.0	1.25	1.10	61.8	83.2
広告業	638,325	124.3	433,718	2.4	1.55	1.19	61.1	87.1
技術サービス業	446,190	6.3	582,642	3.2	1.32	1.55	74.9	91.5
飲食サービス業等	44,503	-17.1	62,887	8.7	0.39	0.36	47.3	81.5
宿泊業	110,554	-9.3	105,454	19.8	0.69	0.56	46.1	73.8
飲食店	34,279	4.2	48,299	14.7	0.32	0.28	46.8	83.9
持ち帰り・配達飲食	79,880	-37.2	130,380	-5.2	0.54	0.66	49.3	77.0
生活関連サービス業等	130,652	-9.7	171,048	13.9	0.65	0.71	40.7	83.1
娯楽業	121,018	-19.8	150,706	0.4	0.63	0.67	49.9	86.4
教育、学習支援業	348,837	14.3	591,609	0.4	1.22	1.77	66.1	98.8
学校教育	465,493	17.7	609,684	-1.2	1.51	1.80	81.1	99.3
他教育、学習支援	218,583	5.8	412,640	12.0	1.01	1.32	58.2	92.4
その他のサービス業	338,919	18.6	274,995	1.8	1.09	0.98	65.5	80.4
廃棄物処理業	237,644	11.8	358,180	5.3	0.85	1.13	71.7	94.6
自動車整備等	446,910	33.5	580,242	15.8	1.21	1.52	65.8	89.1
職業紹介・派遣業	184,951	-23.8	131,103	-10.5	0.91	0.67	61.1	60.8
他の事業サービス	354,173	41.7	254,661	3.3	1.06	0.89	63.9	80.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

前年比100%超の産業も

産業別の1人平均支給額は、数万～70万円台までと、幅のある結果になりました。前年比は、同じ産業でも規模によって増減に差があるケースがみられます。きまって支給する給与に対する支給割

合は、30～99人の方が5～29人より1ヶ月以上の産業が多い状況です。支給事業所数割合では、30～99人で100%となる産業が複数ありました。

果たして2024年の夏季賞与は、どのような結果になるのでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。詳細は次のURLのページにある夏季賞与の部分から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450071&tstat=000001011791>



6月のお知らせ

事業主の
みなさまへ



令和6年度 働き方改革推進支援助成金 労働時間短縮・年休促進支援コースについて

★対象事業主（すべてに該当）

- ☑ 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主 ※資本金・労働者数の要件あり
- ☑ 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している
- ☑ 交付申請時点で、下記「成果目標」①～③の設定に向けた条件を満たしている

★成果目標（以下から1つ以上選択し、達成を目指して取組を実施）

①月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減【**上限額 100～200万円**】

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数		事業実施前の設定時間数	
		時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を	月60時間以下に設定	200万円	150万円
	月60～80時間以下に設定	100万円	—

②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入【**上限額 25万円**】

③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入【**上限額 25万円**】

○上記に加え、指定する労働者の時間あたりの賃金額を3～5%以上で引き上げると上限額の加算あり

常時使用する労働者数が30人以下の場合 ※（常時使用する労働者数が30人を超える場合は、以下の半額が加算）

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 （上限300万円）
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 （上限480万円）

★助成対象となる取組（いずれか1つ以上を実施）

- A 労務管理担当者に対する研修 B 労働者に対する研修、周知・啓発 C 外部専門家によるコンサルティング
D 就業規則・労使協定等の作成・変更 E 人材確保に向けた取り組み
F 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 ※原則 パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外
G 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新

★助成額

『成果目標』の達成状況に応じ、上記取組の実施にかかった経費の一部を支給【**助成額最大730万円**】

I 上記①～③の上限額＋④の加算額	II 対象経費の合計額×補助率3/4
※ I、IIのいずれか低い額	

★申請方法

「交付申請書」を
労働局へ提出
≪締切：11月29日≫

交付決定後
計画に沿って取組を実施
≪事業実施：令和7年1月31日≫

労働局に支給申請
≪申請期限：予定期間終了後から起算し30日後
または令和7年2月7日のいずれか早い日≫

★6月の営業土曜日は以下のとおりです。



1日（土） 休
8日（土） 休
15日（土） 休
22日（土） 営業（労務）
29日（土） 営業（労務）

★ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL：048-571-2231 FAX：048-570-1929

URL：<http://www.terazei.com/>